



お知らせ版

No.1229

就学援助制度について

※申請・お問い合わせ先

教育課学校教育G (中央公民館内)

☎662・5484

●対象 中山町に住所を有しており、かつ中山町立の小中学校に在学している児童生徒の保護者等で生活保護を受給中の方または生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方

●援助されるもの 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、給食費、その他就学に係る経費等

●申請方法 3月31日(火)までに関係書類を添付して申請してください。

狂犬病予防接種をお忘れなく

※お問い合わせ先

住民税務課住民G

☎662・2113

●期日 4月19日(日)

●場所・時間 ▼役場西側駐車場：午前9時30分～10時30分 ▼保健福祉センター玄関：午前11時～11時30分 ▼すばーく中山駐車場(総合体育館南側室内ゲートボール場)：午後1時～1時30分

●接種費用 3200円(新しく犬を飼いはじめた方は、新規登録料として別途3000円が必要です)

～春は異動の季節です～

国民健康保険の加入・脱退、学保険証の手続きをお忘れなく!



国民健康保険に加入するとき

- 退職等によって社会保険等の医療保険を脱退したとき(切れ目なく他の医療保険に加入した場合を除く)。
- 前住所地で市町村の国保に加入していた方が中山町へ転入したとき。[届出に必要なもの]
 - ・社会保険資格喪失連絡票(退職した事業所で発行)
 - ・世帯主の印かん
 ※60歳未満の方は、併せて国民年金加入手続きを行いますので、年金手帳もお持ちください。

国民健康保険から脱退するとき

- 就職やご家族の被扶養者になるなどして勤務先から医療保険証の交付を受けたとき。
- 町から転出するとき(下記「学保険証の手続き」もご確認ください)。
[届出に必要なもの]
 - ・新たに発行された医療保険証(全員分)
 - ・国保の保険証(脱退する方全員分)
 - ・世帯主の印かん
 ※国保加入者が75歳になり、後期高齢者医療に加入した場合は国保脱退の届出は必要ありません。

学保険証の手続き

大学等修学のために国保加入者である家族と住所地を別にする方は、特例で中山町の国保に加入することになります。学保険証を交付しますので、届出を行ってください。

また、現在学保険証をお持ちの方も、更新あるいは非該当の届出が必要で

- 新たに学生として町外に住所を移転する場合(学該当届)
 - 進級等により4月以降も引き続き在学中の場合(学該当届)
 - 卒業した場合(学非該当届)
- [届出に必要なもの]
- ・在学証明書または学生証の写し(非該当届出時は不要)
 - ・国保の保険証
 - ・町内世帯主の印かん
- ※対象者の現住所および在学する学校の名称・所在地を控えてきてください。

※届出・お問い合わせ先

住民税務課住民G(役場1階③番窓口) ☎662-2113

健康福祉課より

各種助成のお知らせ

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G

☎662・2673

〔軽度・中度難聴児補聴器購入費助成制度が始まりました〕

聴覚障がいによる身体障がい者手帳交付の対象とならない満18歳未満の児童で、指定医により補聴器の装用が認められる方に補聴器購入費の助成を行う制度が始まりました。詳しくはお問い合わせください。

〔福祉灯油購入費助成の申請期限がせまっています〕

町民税非課税世帯への生活支援対策として、冬期間の灯油購入費を助成します。申請期限は3月20日(金)です。お早めにお手続きください。※詳細は2月1日号お知らせ版をご覧ください。

社会教育関係団体届の提出について

※お問い合わせ先
教育課生涯学習G

☎662・2235

中央公民館、勤労文化センターを利用する団体のうち、社会教育関係団体は使用料の減免が受けられます。減免

スポーツ安全保険に加入しましょう

※お問い合わせ先
教育課生涯学習G

☎662・2289

スポーツ、文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。5名以上の団体に加入してください。

●保険期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

●その他 ▼加入申込用紙は総合体育館に準備してあります。▼詳しい内容を知りたい方、資料を請求したい方は、財団法人スポーツ安全協会のホームページ(<http://www.sportsanzen.org>)をご覧ください。

身体障がい者自動車福祉給油券・福祉タクシー利用券を交付します

心身に障がいをお持ちの方の積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるため、福祉給油券及び福祉タクシー利用券を交付します。交付はいずれか一方となります。

	福祉給油券	福祉タクシー利用券
対象者	次の各要件に該当する方 I 町内に住所があり、実際に住所地で生活している方 II 下記のいずれかを所持している方(②・③だけに該当する方は、福祉タクシー利用券のみ申請できます) ①身体障害者手帳所持者 視覚障害:1～4級 聴覚障害:2・3級 上肢:1～4級 下肢:1～5級 体幹:1・2・3・5級 内部障害:1・3・4級 ②療育手帳所持者でAランクの方 ③精神障害者保健福祉手帳所持者で1～3級の方 III福祉給油券については、対象者本人が運転可能で、かつ、本人名義の車がある方	
申請日時・場所	●3月19日(木)午前9時～正午…役場103会議室 ●3月20日(金)午前9時～正午…保健福祉センター検診ホール ※都合が悪い場合は3月25日以降に次の窓口で申請可。 福祉給油券…保健福祉センター 福祉タクシー利用券…役場総合窓口または保健福祉センター	
持ち物	印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、車検証	印鑑、上記の手帳
※お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662-2673		

ひまわりPカードの使用期限がせまっています!

ひまわりPカードは、来年4月から新しくなります。

現在のひまわりPカードの使用期限は3月31日です。期限を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。※詳しくは、店頭または事務局までお問い合わせください。

中山町サービス店会事務局(町商工会内)
☎662-2207

米粉料理教室への参加者を募集します

- 期日 3月28日(土)
- 時間 午後1時30分～3時30分
- 場所 中央公民館
- 内容 米と小麦の粉の違いについて/調理実習(米粉を使ったうどん、プリン、シフォンケーキなど)
- 参加費 500円
- 申込締切 3月21日(土)

※お問い合わせ先
中山町お箸の会事務局(池田)
☎662-6620